八王子市教育委員会

新型インフルエンザの国内発生期の対応について

新型インフルエンザにつきましては、世界保健機関(WHO)が、4月30日にパンデミック発生危険度をフェーズ5に引き上げ、世界的な大流行に対する警戒を強めております。さらには、日本国内で初めて新型インフルエンザの感染の疑いがある患者が確認されました。国内での新型インフルエンザ患者の発生が確定した場合は、「八王子市立小・中学校における新型インフルエンザ対応指針」にもとづき、下記の対応をいたしますのでご協力をお願いします。

記

- 1.国内発生早期(国内で新型インフルエンザ患者の発生が確定した場合) 国内発生から早ければ数日で各地へ感染が拡大するといわれています。ご家庭において お子様の健康管理を徹底していただくようお願いいたします。
 - (1) 毎朝検温し、学校から配布される「健康観察票」に健康状態を記入し、学校へ 提出してください。 5連休ですので、ご家庭での健康管理のために配布。
 - (2) 体調が優れない場合は学校を休ませてください。
 - (3) さらにインフルエンザの症状がある場合は、保健所に連絡をしてください。
 - (4) 登校後、高熱・咳が認められるお子様については、学校から保護者にご連絡いたしますので、その後帰宅していただきます。
- 2. 都内及び近隣県(神奈川県、山梨県、埼玉県)発生期
- (1) 臨時休業

「原則として、都内で第1例目の患者が確認された時点」で教育委員会は校長に臨時休業を指示します。さらに、本市では、神奈川県と接しており、また山梨県や埼玉県とも交通機関で結ばれていることから、神奈川県、山梨県、埼玉県での発生状況も参考としながら、教育委員会が、臨時休業についての方針を決定します。

(2)保護者への連絡

臨時休業が決定次第、保護者の皆様に学校から通知や緊急連絡網などで連絡をいたします。

(3) 臨時休業中の教育の提供

臨時休業になった際の自宅での学習内容・方法につきましては学校からご連絡いたします。

普段からの予防策については、(1)手洗い・うがい、(2)せきエチケット(マスクの使用など)などが効果的とされています。

発熱や咳などの症状があり「感染した」と思った場合は、まずは八王子市保健所へ相談してください。

平日の9時から17時まで 八王子市保健所

電話 645-5111

平日夜間 (17 時から 9 時まで)・祝日・土曜・日曜 03 - 5320 - 4509 (都庁内発熱相談センター) 問合せ先

八王子市教育委員会学事課 保健担当

電 話 620-7330

ファックス 627-8811